

東北大学土木同窓会中国支部 会則

(名称)

第1条 本会は、東北大学土木同窓会中国支部(通称 中萩会チュウシュウカイ)と称する。

(目的)

第2条 本会は、構成員相互の連絡及び親睦を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、東北大学土木同窓会会員のうち、中国地区に居住または勤務あるいは中国地区内に連絡先を指定している者をもって構成する。

(役員)

第4条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 幹事 1名
- (3) 顧問 1名

第5条 役員は、次の各号の職務を行う。任期は次回の総会までとし、再任を妨げない。

- (1) 支部長は、本会を代表するとともに、本会の活動状況等を本部へ報告する。
- (2) 幹事は、本会の運営に必要な事務を処理する。
- (3) 顧問は、支部長が異動等により不在となった場合、その職務を代行する。

第6条 支部長及び幹事は、総会において選任する。

第7条 顧問は、支部長退任後も引き続き本会に留まる者の中から支部長が指名する。

(総会)

第8条 本会は、原則として年1回の総会を開催し、役員選任、会則改正等を協議決定する。

(会計)

第9条 本会の運営経費は、寄付金その他の収入をもってまかなう。

付則

(1) 本会則は令和6年8月17日より施行する。

(中国支部は、平成6年5月27日に発足した)